

# カリブ海の島嶼国とパトリモニアル海

高井 晉  
(日本安全保障戦略研究所理事長)

## はじめに

海洋汚染、ブルーエコノミー、気候変動、漁業資源、海洋安全保障等の海洋問題を研究するにあたって、今では当然のごとく200カイリの排他的経済水域(Exclusive Economic Zone, EEZ)の存在を前提としている。このEEZの概念は、第3次国連海洋法会議で新たに提案され、国連海洋法条約(UNCLOS)の第5部(第55条～第75条)に規定された。EEZは、沿岸国が自国EEZ内の海洋資源に対する主権的権利や排他的管轄権を行使できる海域であるが、領海基線の外側の200カイリという広大な海域のEEZがどのような経緯で規定されたのかについてはあまり知られていない。またEEZは、UNCLOSの島の制度の規定(121条)と密接に関係している。

## 海洋の利用問題

海洋の特質は、あらゆる陸地領域と繋がっていることであり、この特質は、海洋に関する問題がすべての沿岸国に共通の問題となりうることを意味している。また海洋は、古来より人類に食糧や飲料水を供給するだけでなく、気候や気温の変動原因となるなど、人類の生存にとって必要不可欠の存在である。科学技術が進歩した今日、海洋環境の保全、海洋資源の保存と適切な管理、安全な交通路の確保などの問題は、人類が将来にわたり豊かな海洋を持続可能な開発(sustainable development)を行なう上で重要な課題であり、沿岸国だけでなくあらゆる国の共通関心事でもある。

海洋法は、地球上の相互につながる塩水部分、海底、地下、上空とそ

の利用に関する国際法規則の総体で、国際法の最も古い分野の1つである。広大な海洋は、古くから世界各地を結ぶ便利な交通路であり、かつ重要な漁業資源の提供源であった。したがって海洋秩序は、主として海洋を交通路として利用する諸国と、海洋を漁業資源の供給源として利用してきた諸国との対立を基礎に、海洋からの脅威に備える必要がある諸国安全保障上の必要性が加味されて、徐々に形成されてきた。

中世に入る頃までは沿岸海域を利用するだけにとどまっていた海洋は、船舶建造技術の発達が大洋への進出を可能にしたため、当時のイスパニアとポルトガルは、ローマ法王の教書(1493年)を根拠に世界の海洋を2分割し、前者は太平洋の西側の領有を、後者は大西洋の東側とインド洋の領有をそれぞれ宣言して、通航する外国船舶から税金を徴収する場となった。

その後、海洋大国となったイギリスとオランダは、これらイスパニアとポルトガルによる海洋支配に異議を唱えるようになり、イギリスは1588年に連合してスペインの無敵艦隊を撃破し、オランダの東インド会社の船舶3隻が、1603年2月にシンガポールの沖合でポルトガル船のカタリナ号を拿捕するに至って、海洋自由の問題が大きくクローズアップされ、海洋は占有できる区域か否かの議論が盛んになった。

## 海洋区分の可能性

オランダ国王の法律顧問だったグロチウスは、海洋の自由を立証するために『捕獲法論』(1604年)を著し、第12章で自然的性質からも万民の共有物たる性質からも何人も海洋を領有できないと主張し、カタリナ号捕獲の正当性を主張した。この第12章は、後に『自由海論』(1609年)として公刊された。他方イギリスは、海洋通航の自由を主張する一方で、イギリスの近海漁業資源を保護するため沿岸海域を「イギリスの海(British sea)」であると主張した。セルデンは、『閉鎖海論』(1633年)の中で、イギリスの長期にわたる慣行と実定法に基づいて、イギリスによる一定の海域の資源独占の正当性を主張した。このように、科学技術の発展に伴って、海洋における沿岸国の権利と義務についての混乱期が始まった。

ヒュゴ・グロチウス



ジョン・セルデン



サミュエル・プーフェンドルフ



通航路としての海洋から利益を享受してきた諸国、そして資源供給源として海洋から利益を享受してきた諸国との間で、海洋利用問題について長い間議論が行われていたが、この2つの対立する考え方を調整したのは、プーフェンドルフの『自然法と万民法』(1672年)である。プーフェンドルフは、海洋を外洋と沿岸海に区分することで、沿岸海については沿岸国の領有が認められ、外洋においては通航の自由が認められると整理した。

その後、沿岸国は、海上貿易の発達とともに沿岸海に対して関税管理、密貿易取締り、治安等の理由で管轄権を行使するようになってきたが、沿岸海の範囲については諸国で主張が分かれていた。オランダのバインケルスフークは、『海洋領有論』(1702年)を著し、沿岸国は、陸地からの力の支配が及ぶ範囲の海洋、すなわち陸地から発射した大砲の着弾距離までの海洋を領有できると主張した。当時の最新式大砲の着弾距離が約3カイリであったため、それ以降、沿岸海の幅員を3カイリとする慣行が定着した。

19世紀に入っても沿岸海の幅員について一致がみられなかったものの、沿岸海は沿岸国の主権が包括的に及ぶ海域として認識されるようになり、領海制度が慣習法化されていった。他方で外洋は、国際慣習法により諸国の利用に開放された公海として、船舶航行の自由や資源利用の自由が認められた区域となった。

### 公海でも領海でもない海域 EEZ

かくして海洋は、長い間、慣習的に広い公海と狭い領海という海洋の2分法が確立していたが、1930年のハーグ法典編纂会議を経ても、領海

の幅員について合意が見られず、諸国は自国の領海の幅員を勝手に決定していた。さらに、1958年の第1次海洋法会議で海洋法に関する4つの条約、すなわち「領海及び接続水域に関する条約」、「公海に関する条約」、「漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約」および「大陸棚に関する条約」が採択されたが、領海の幅員に関しては相変わらず合意が見られず、2年後に開催された第2次海洋法会議においても同様であった。

その後、海洋資源の開発技術が飛躍的に発達し、海洋先進国による海洋資源の独占傾向が現実のものとなり、資源開発技術をもたない途上国は、海洋資源の枯渇を危惧していた。マルタの国連大使パルドーは1967年の国連総会で、深海底とその資源であるマンガン団塊を人類共同の財産 (common heritage of mankind, CHM) として国際管理の下におく提案を行った。これを機に国連に深海底平和利用委員会が設置され、海洋法全体の見直しを行う目的で第3次国連海洋法会議 (UNCLOS III) が1973年から開催された。同会議は、10年後の1982年に本文320条付属書9件のUNCLOSを採択し、同条約は1994年に発効した。

同海洋法条約は、沿岸海の資源管轄権を主張する国と船舶の自由通航権を主張する国の利害を調整するため、新たに200カイリEEZの概念を導入した。すなわち、沿岸国は、自国のEEZ内の経済資源の自由な利用が認められたが、漁業資源の保存と管理および海洋環境の保全の義務を課せられた。また諸国の船舶は、外国のEEZにおける一定の通航の自由を認められた。

海洋の自由を主張する諸国と海洋資源を排他的に利用できると主張する諸国との争いに終止符を打ったのは、領海と公海の中間水域となるEEZ制度の導入であった。「父祖伝来の海 (Patrimonial Sea)」に着想したカリブ海諸国、そして資源枯渇を強く懸念したアフリカ諸国の提案であった。また、このような中間水域を国連海洋法条約に規定したことで、領海の幅員を12カイリとする合意が可能となったと言えよう。換言すると、海洋資源国と自由航行国との利益を調整させた国連海洋法条約は、領海を基線から12カイリ以内と規定し、従来の海洋秩序の基本構造の変更、すなわち「誰のものでもない海洋」を、実質的に「人類のものである海洋」とする変更を行ったのである。

## カリブ海島嶼国



(出典 :[https://www.teestyle.jp/country/caribbean\\_islands/topic/topicCI200622.html](https://www.teestyle.jp/country/caribbean_islands/topic/topicCI200622.html))

## サント・ドミンゴ宣言とアディス・アベバ宣言

第3次国連海洋法会議の開催が決定されたのは第28回国連総会で、手続問題に関する第1会期が73年12月ニューヨークで開催され、第2会期は翌年の6月20日から8月29日までベネズエラのカラカスで開催された。カリブ海地域の諸国は、同会議において「父祖伝来の海」であるパトリモニアル海の概念を提唱し、長期にわたって独占的に利用してきたカリブ海の資源に対する排他的管轄権を有することを主張した。このパトリモニアル海の構想が、EEZとして国連海洋法条約に規定されることになった。

カリブ海諸国の閣僚は、第3次国連海洋法会議が開催される少し前の1972年7月、ドミニカ共和国のサント・ドミンゴで「海洋法の諸問題に関するカリブ海諸国の特別会議」を開催し、サント・ドミンゴ宣言を採択した。同宣言は、領海の外の距岸200カイリを超えない幅のパトリモニアル海の概念を提唱したもので、同海域は、外国船舶の航行、上空

飛行の自由は認められるが、沿岸国は、その水域、海床およびその地下の天然資源に対する主権的権利を有し、海洋科学調査を規制し、汚染防止措置をとれるとする内容であった。

カリブ海島嶼国は、ハリケーンや洪水等の自然災害による損害発生率が極めて高く、地球温暖化による海面上昇がもたらす沿岸浸食、国土の減少、塩害による水不足等の様々な課題に直面してきた。これらの諸国は、パトリモニアル海の構想を国連海洋法条約に規定し、海洋資源に対する排他的な権利を認めさせることは、極めて重要な政治・経済的な意味をもっていたと言えよう。

また、これとは別にアフリカ諸国は、1973年5月にアフリカ統一機構(OAU)の元首会議を開催し、最大限200カイリの排他的な経済水域の確立を柱とするアディス・アベバ宣言を採択した。それまでの領海条約では、沿岸国の領海外の海域、すなわち公海における漁業が自由であったため、漁業資源の開発技術が低い途上国は、自国領海のすぐ外側における遠洋漁業国の操業に不満を募らせていた。長期にわたる植民地支配の下に置かれたアフリカ諸国は、疲弊した経済の自立性を高めるためにも、領海の外側の海域における海洋資源の独占を目指んだのであった。

## 世界のEEZ



(出典 :<https://www.britannica.com/topic/exclusive-economic-zone>)

## カリブ海諸国とアフリカ諸国のG77

こうした事情を背景に途上国は、1974年3月末にはケニアのナイロ